

# 大村市政だより

## 監査公表 特別号

□昭和33年4月22日第三種郵便物認可 □毎月3回1日・10日・20日発行 □定価1部5円  
□発行所 大村市役所 □編集人 総務課長 菊池綱昌 □印刷所 隆文社印刷所

### 監査公表

#### 大村市監査公表 才1号

地方自治法 才199条 才3項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和43年6月21日

大村市監査委員 浜田 説郎 同 三島 恵吉

- 1 監査の対象 土木課 建築課  
保険年金課
- 2 監査の時期 昭和42年7月6日から  
同年同月15日まで
- 3 監査の結果 次のとおり  
まえがき

- 1 今回の監査は主として昭和41年度及び昭和42年度(昭和42年度6月末日現在)の事務事業を対象とし契約事務の処理状況、会計取扱い上のけん制事務組織、行政財産の取得管理事務の処理状況等に重点をおいて実施した。
- 2 監査を実施した土木課、建築課及び保険年金課の昭和42年6月末日現在の組織、職員配置状況及び主な分掌事務は、別表1のとおりである。
- 3 土木課及び建築課の昭和42年度(昭和42年6月末日現在)の工事請負契約の状況は、別表2のとおりである。

一、共通事項(土木課、建築課)

(1) 工事請負契約における指名競争入札の参加者の資格について

地方自治法施行令第百六十七条の十一第二項(昭和三十八年本条新設)により市長は工事請負契約等について工事等の実績、従業員の数、資本の額、その他の経営の規模及び状況を要件とする指名競争入札参加者の資格を定めなければならないことになっているが、未だその資格の定めがなく検討中ということである

(2) 撤去品の管理について

建物、橋りょうその他市有施設の解体、改築等に伴ない生ずる撤去品は物品会計規則の定めるところにより経理すべきであるが、物品としての取扱いはなされず、すべて当該解体、改築等を実施

した課において保管しての指名基準については市当局の説明は要領を得ず、引いては入札執行の公正を疑われる一因ともなり得るので、すみやかに当該資格を定め指名競争契約事務処理の適正を期せられたい。

二、土木課

(1) 物品会計事務について

所を指定して課の物品取扱員等にその保管事務の補助をさせること等が考えられる。(帳簿上の掌握がなされず、品目、数量保管場所等が明確でない。従って再用品又は不用品(売却適当品)としての決定もなされないまま

た受払記録と符号せず、かつ、当該作業現場等に保管されている納品書も整理不十分で完全な保管がなされていない。従って受払簿(その補助簿を含む。)の記帳は現品の受払状況を記録したものとはいえず形式に流れ過ぎた嫌いがあり、この点検討の上改善が望まれる。また、一括購入契約をなし分割して作業現場等に直納せしめる場合の給付の完了の確認のための検査(既納部分の確認のための検査を含む。)を作業現場等に勤務する検査

(このページはたがひ)

補助員に行なわれたときは、一定様式による検査確認報告により検査員に検査の結果を報告せしめ、当該検査員はこれに基づき検査調書（検査調書の作成を省略し検査済の記入認印をする場合を含む。）を作成する等作業現場等に直納される場合の材料品購入契約の履行確認のための検査の適実な方法について再検討の上善処されたい。

(イ) 消耗備品台帳の整理について、職員の異動等による使用保管責任者の整理、受入欄（年月日、数量、単価）の記帳がなされていないものが見受けられたが、使用中物品の保管責任を明確にするためにもこれらの記帳整理を励行されたい。

(ウ) 作業事務所で保管している機械、器具等の物品の实数と台帳上の数量と不突合のものがかなり見受けられたが、これは損耗等により廃棄処分を

したものの記帳整理がその都度なされていないことによるものと思われる。特に作業現場において常時使用される備品類の廃棄処分については土木課の物品取扱員との連係を密にし、物品会計規則第二十二条（物品の廃棄処分の手続）の規定に従い合規の処理をするとともに、保管物品の取扱いについて物品管理の適正を期するため努力せられたい。

(2) 行政財産の取得管理について

(ア) 琴浜町排水路用地A（現在市営片町住宅前の片町排水路に流れ込む市の管理の公共排水路となっている。）の取得事務について、当該用地はその所有者の寄付によって取得されたものであるとの当課の説明であるが、その所有権移転登記手続については未処理のままとなっている。本市における寄付の申込みに対する

承諾の手続としては、文書（寄付採納願又は寄付申込書）に基づき処理することを原則とされているにかゝらず、本件（寄付の申込者は一人）については文書に基づく処理がなされていない。寄付の申込を文書によることを原則としていることは、寄付者がその寄付の申込に際して付する条件、指定用途目的等を確認し、当該寄付の申込みに対する承諾の可否を決定するとともに、寄付を受けた金銭、物件等を寄付者の意志を尊重して有効適切な用途に供する目的であることに外ならないものであり、特にその所有権について登記登録をしなければ第三者に対抗できないような物件について寄付（贈与）を受ける場合においては必ず文書による処理がなされるよう指導を徹底されたい。

また、本件については

寄付物件が登記を必要とするものであり、この場合、当課は関係書類を添えて登記事務担当課（財政課）へその申請手続の依頼をしなければならぬことになっているが、このうちの一人については登記申請手続の依頼がなされず、他の一人については依頼はなされたが当該寄付の申込みが根拠当債務及び停止条件付所有権移転債務の引受けを伴う条件（負担付寄付）が付けられていたため（根拠当債務の引受けについては、市議会の議決を経て寄付を受けることもあり得るであろうが、寄付者が第三者と締結した契約においてその債務を履行しない場合、当該第三者の請求により、本市がその所有権を当該第三者に移転しなければならぬ義務負担を伴った物件の寄付申込みを無条件で承諾することが適当でないことはいうまでもな

ないことはいうまでもな

い。）これらの債務消滅に必要な書類（抹消登記申請に必要な書類を含む。）の作成を当課に要求したが必要書類が整備せず登記事務手続の進行が停滞しているものである。なお当該寄付物件は既に引き渡しを受け本市の公共排水路敷となっており、かつ、このうちには監査日現在において第三者の名義にその所有権移転登記がなされているものもあり、このまゝ放置すればその所有権について紛争を招く原因ともなるので市有財産保全のため適切な措置をとらるたい。

課内の各係の分掌事務並

びに各係間の事務の流れと最終事務の処理が他課において行なわれるものについての事務の進行管理について再検討の上、必要と認められるものについては成文の事務取扱の訓令を発する等各課、各係間における事務の連係不十分等から起る事務の停滞を防止されたい。

として管理されてきたもの

(イ) 琴浜町排水路用地B（前記公共排水路と起点を同じく国道三十四号線の下を通過して大村湾に流れ込む予定の公共排水路）の管理について、当該用地（大村市字片町百七五番の三十三、面積百九平方メートル）は、昭和十年十一月、付近一帯の町有地の払下げに際し公共下水敷として使用するため町有地（当時水面）として保有されていたのであるが市制施行により本市に引き継がれ行政財産（公共用に供することと決定した市有財産）として

である。しかしながら市の管理に属する公共排水路台帳（公共排水路の用に供することと決定された市有財産を含む。）の備え付けもなく、年月の経過に従ってその管理についての認識がうすれ、昭和三十九年頃隣接地主が自己の所有に属するものと思ひ当該公共排水路敷まで盛土整地工事を施行したにかゝらず、市当局として行政財産の保全に必要な措置もとらず放任されており、市有財産の管理がずさんであったことは遺憾である。なお、既定の計画を実施するか、あるいはこれを更にするかは別として本市所有地の境界が未確定のままでは今後の処理方針すらたてられない筈であり、その境界確認のための適切な措置を講ぜられたい。

三、建築課

住宅入居敷金の保管方法とその運用利益金の処分について

敷金は市営住宅の入居者から市営住宅条例第十四条の規定に基づき家賃の一月分相当額を徴収しており、昭和四十二年六月末日現在の敷金保管高は一、六五八、二五〇円となっており、歳入歳出外現金（雑部金）として歳計現金と一緒に普通預金（又は通知預金）として保管されその預金利子は一般会計の諸収入に収入され一般財源に充てられている。しかしながら、敷金の運用による利益金又は利益金相当額の使途は住宅の児童遊園地集会所その他入居者の共同の利便となる施設（付帯施設）等の建設設置に必要な費用に充てられるべきものとされておるので退去に伴う敷金の払戻しに必要な資金以外の現金は定期預金等として保管

しその利子は上記の費用に確実に充てられるよう予算措置をするか、あるいはその利子金額が少額で毎年度上記の費用に充てることができないときは、基金を設置して適当金額に達するまで上記費用に充てるための資金として積立てる等適切な措置を講ぜられたい。

四、保険年金課

(1) 国民健康保険の被保険者の状況について

被 保 険 者 の 状 況

区 分	昭和41年度	昭和40年度	昭和39年度
世 帯 数 (A)	13,387	13,336	12,574
人 口 (B)	55,844	56,104	54,969
年度始被保険者世帯数 (C)	6,007	5,980	6,045
年度末被保険者世帯数 (D)	6,159	6,007	5,980
差引増減 (D) - (C) = (E)	156	27	△ 65
年度始被保険者数 (F)	23,244	24,277	25,077
年度末被保険者数 (G)	23,132	23,244	24,277
差引増減 (G) - (F) = (H)	△ 25	△ 1,033	△ 800
加入率 (世帯対比) $\frac{(D)}{(A)}$	46.0	45.0	47.5
加入率 (人口対比) $\frac{(G)}{(B)}$	41.6	41.4	44.2

注 世帯数及び人口は各年度末現在

区 分	昭和42年4月1日～6月末日		昭和42年6月末日現在数	加 入 率
	新規資格取得	喪 失		
被 保 険 者 世 帯 数	336 <sup>世帯</sup>	180 <sup>世帯</sup>	6,315 <sup>世帯</sup>	46.8%
被 保 険 者 数	1,224 <sup>人</sup>	836 <sup>人</sup>	23,520 <sup>人</sup>	41.8%

(2) 国民健康保険税の賦課徴収について

賦課については、昭和四十年年度の税率決定の時点（昭和四十年七月）で給付改善特別補助金、臨時財政特別補助金等の国庫支出金の交付額の見込みが立てられたことによるもので、この結果昭和四十一年度が減税されたものであり、平均が減少を示している

税率の昭和三十八年度以降の推移は下表に示すとおりであるが、昭和四十一年度において税率の平均が減少を示している

の、昭和四十年年度の税として税率が決定されたため、決算剰余金（実際入）として昭和四十一年度の収入金として見込まれたことによるもので、この結果昭和四十一年度が減税されたものであり、平均が減少を示している

昭和四十二年年度において更に税率の減少をみてゐるが、これは昭和四十二年当初予算案の審議において、「国民健康保険税は、昭和四十年年度に四十二%の増税（下表課税総額対前年度比較増減率欄の四十年年度の率を参照）をする際に今後は増税しないと市長は説明しており、このたびの予算に係る増税は一般会計もしくは国の責任において負担すべきものである。」等の理由で市議会において該予算案に計上された国民健康保険税及び国庫支出金の額の一部と、これに見合う療養給付費（療養費を含む。）の額の一部を減額修正したことが当該年度の税率決定の際（昭和四十二年七月）当初予算に計上されている療養給付費及び療養費の額を税率決定の基礎となるべき「当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額」として課税総額を算定し、これに基づいて税率を決定した結果によるものであり、このため昭和四十二年度決算において約一、〇〇〇万円の赤字が見込まれ一般会計等よりの繰入金もないので、この不足額は翌年度歳入からの繰上充用金をもって補てんされることとなっている。

しかしながら、本市国民健康保険条例（以下「保険条例」という。）には税率が明定されておらず、かつ、課税総額の算定方法も明文がないので、市長において適当と認められる資料に基づいて課税総額を算定し、これを基礎として保険条例の定める方法により税率の決定をする権限を市長に委ねられているものと解せられるものである。従って

予算案の審議における市議会の国民健康保険税の減額修正の理由は、市長が税率決定をする際に、増税（税率の引上げ）の意味と思われる。）をしないように、もし、増税が避けられないならばその増税分を一般会計（税率決定の時点ではこのための国の負担は考えられない。）において負担すべきものであるとの付帯要望付議決であると解するのが相当であり、他会計よりの繰入金あるいは国庫支出金が見込まれない限り保険条例の規定に従って税率を決定し本市国民健康保険財政の健全性を維持すべきものであったと思料する。

保険条例によれば課税年度における税率及び課税総額算定の基礎となる所得金額の総額（以下「課税所得金額の総額」という。）が確定しなければ税率の決定はできず、この時期は毎年度七月上旬であり、それまでに到来する納期に徴収すべき国民健康保険税については前年度の税額を基礎として算出した税額（仮決定税額）を賦課徴収し、税率が決定した後において当該年度分の税額の過不足分を徴収又は返還することになっている。従って当初予算は暫定予算的な編成方針によらざるを得ず、年間予算は税率決定後の補正予算によって調整しなければならない状況である。また保険条例には前述のように税率を明定せず、かつ課税総額の算定方法が明示されていないという事は、議会は税率決定に関与していない結果となっているため、予算案の修正により事実上税率決定に関与する動きとなって現われたものであり、このような形によって国民健康保険財政の運営が行なわれることは適当とは認められない。この際自治省が示した市町村国民健康保険条例準則に準拠して保険条例を改正し税率を明定すること。並びに毎年度の税率決定のための条例案と併せてこれに伴う補正予算案を同時に議会に提出し、成立した条例と予算の間に執行について矛盾が起らないような措置を講ずる等、国民健康保険財政運営の円滑化を図ることが望まれる。

国民健康保険税率年度別比較表 (5カ年)

年度		42	41	40	39	38
税	所得割	2.5 100	3.0 100	3.6 100	3.1 100	3.0 100
	被保険者均等割	760	770	730	500	380
率	世帯別平等割	1,230	1,240	1,280	890	700

税率算定の基礎となった計数

区分	年度				
	42	41	40	39	38
療養給付及び療養費総額の 見込額から一部負担金の総 額の見込額を控除した額 (4月1日現在) (A)	125,891千円 (190,000,000円)	126,698千円 (147,931,171円)	99,953千円 (98,257,264円)	69,721千円 (80,654,227円)	54,806千円 (62,035,789円)
課税総額 (B)	51,267千円	51,120千円	51,136千円	36,000千円	28,800千円
課税総額対前年度率 比較増減(Δ) (C)	0.29%	△0.03%	42.04%	25%	
課税対象となる所の 総額 (D)	998,128千円	847,220千円	708,359千円	570,157千円	496,288千円

- 備考 1. (A)の下段( )内の数は当該年度の療養給付及び療養費の支給総額(一部負担金を除く42年度については決算見込額。)
2. (B)は(A)から当該年度の前年度の決算剰余金その他の収入金の見込額を控除した額。

(イ) 収納の状況については昭和三十九年度以降の国民健康保険税の各現年度分及び滞納繰越分の収納状況は下表に示すとおりであり、その収納率は年々上昇してきている。これは納税義務者の本税に対する認識が高まったことと関係職員との努力と相まって徴収成績向上の結果となったものと思われる。

保険税収納状況年次比較 (現年度分)

区分 年度別	納税義務世帯数 (1) 世帯	保険税課税額 (調定額) (2) 千円	保険税収入額 (3) 千円	未納額 (2) - (3) = (4) 千円	1世帯当り 課税額 (2) (1)	収納率 (3) / (2) × 100 (%)
昭和39年度	6,506	32,687	30,873	1,814	5,024円	94.5%
40	6,520	46,109	44,109	2,000	7,072	95.6
41	6,589	45,055	43,776	1,279	6,838	97.2
42	6,240	7,004	5,723	1,281	1,122	80.4

(滞納繰越分)

区分 年度別	調定額	収入済額	不納欠損額	未納額	収納率
昭和39年度	8,404千円	1,371千円	1,889千円	5,644千円	16.3%
40	7,437	1,345	1,063	5,029	18.1
41	7,018	1,650	890	4,478	23.5

注 昭和42年度のみ6月末現在、他は各年度末現在

× × ×

(ウ) 保険給付の状況について  
 保険給付額の推移は(6)頁の表に示すとおりであり、法定給付である療養給付費及び療養費の支給額(保険者負担分)が昭和四十一年度に急増しているのは療養給付の保険者負担の割合が全被保険者について七割制となり、本年度から平年度化した結果によるものである。

保険給付状況

区 分	昭和42年度		昭和41年度		昭和40年度		昭和39年度		
	件数	給付	件数	給付	件数	給付	件数	給付	
療養諸費	療養給付費	22,795 <small>千円</small>	43,481 <small>千円</small>	82,640 <small>千円</small>	147,138 <small>千円</small>	71,704 <small>千円</small>	97,151 <small>千円</small>	74,132 <small>千円</small>	80,169 <small>千円</small>
	療養費	51	294	102	448	87	438	45	256
	計	22,846	43,775	82,742	147,586	71,791	97,589	74,177	80,425
助産費	92	184	253	506	330	659	333	569	
葬祭費	39	78	202	404	206	399	203	273	
合計	22,977	44,037	83,197	148,496	72,327	98,647	74,713	81,267	

注 昭和42年度は6月末日現在

(3)国民年金事務について  
 国民年金の被保険者の状況、国民年金印紙の売さばきの検認等の状況は下表に示すとおりである  
 保険料の納付は原則として国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけこれを市長の検認を受けることにより行なわれるものであり、その印紙は国民年金印紙の売さばきに関する省令の定める

年金受給者の状況

区 分	老令年金	障害年金	母子年金	合計	
福祉年金受給者	昭和39年度	1,817 <small>人</small>	210 <small>人</small>	175 <small>人</small>	2,202 <small>人</small>
	40	1,794	279	105	2,173
	41	1,846	296	100	2,242
	42 (6月末日現在)	1,876	299	100	2,275
拠出年金受給者	昭和39年度	—	0	19	19
	40	—	1	29	30
	41	—	1	30	31
	42 (6月末日現在)	—	3	42	45

ところにより、市がその業務の委託を受け購入した印紙を被保険者に売りさばき、同時に検認を行なっている。印紙の売りさばきは本

市国民年金印紙の売さばき事務取扱規則により当該設置の出納員が行なっているが、その出納保管の状況は良好であると認められた

国民年金被保険者の状況

(昭和42年6月末日現在)

区 分	被 保 険 者			免 除 者	
	男	女	計	区 分	計
強制加入	4,844 <small>人</small>	6,758 <small>人</small>	11,602 <small>人</small>	法定免除	651 <small>人</small>
任意加入	223	1,501	1,724	申請免除	1,699
計	5,067	8,259	13,326	計	2,350

注 強制加入の中には不在者を含む。

国民年金印紙の売さばき状況

区 分 年 度	10円		100円		150円		200円		250円		合計額
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
39	212	2,120	27,271	2,727,100	40,435	6,065,250	—	—	—	—	8,794,470
40	109	1,090	29,868	2,986,800	48,200	7,230,000	—	—	—	—	10,217,890
41	226	2,260	24,952	2,495,200	40,772	6,115,800	6,174	1,234,800	11,100	2,775,000	12,623,060
42 (4~6月)	202	2,020	348	34,800	118	17,700	5,934	1,186,800	11,226	2,806,500	4,047,820

検 認 の 状 況

区 分 年 度	検 認 対 象	検 認 済	検 認 率
昭和39年度	81,232 件	70,709 件	87.0 %
40	80,744	73,768	91.4
41	92,853	84,841	91.4
42 (4~6月)	28,639	24,822	86.7

× ×  
× ×  
× ×  
× ×

むすび

監査の結果は以上のとおりであり、関係職員の努力により全般的には研究改善のあとが認められるのであるが、なお前述したとおり改善は正を要する事項も多く、特に成文による事務取扱の指示がないため課間又は係間の連係が不徹底となっているもの、市が設置している公共施設等で施設台帳の備え付けが法定されていないものについては施設台帳の備え付けがないものがあるがその維持管理の適切を期するためには必ず施設台帳を備えて付けてその現況の把握を容易にしておく必要が認められること等検討善処して今後の事務の執行に遺憾のないよう努められたい。

× × ×  
× × ×  
× × ×

別表 1

職 員 配 置 状 況

(昭和42年6月末日現在)

組 織		定 数 職 員						主 な 事 務 分 掌
		計	事務 吏員	技術 吏員	事務 雇員	技術 雇員	備員	
土 木 課	合 計	(兼1) 36						<ul style="list-style-type: none"> <li>○土木工事の契約に関すること。</li> <li>○市道の認定、変更及び廃止に関すること。</li> <li>○道路の占用許可及び道路占用料の徴収並びに道路台帳に関すること。</li> <li>○港湾施設の使用及び公有水面に関すること。</li> <li>○失業対策事業に関すること。</li> <li>○道路、橋りょう、河川、港湾の新設及び改良並びに維持管理に関すること。</li> <li>○都市計画事業及び土地区画整理事業に関すること。</li> <li>○公園、緑地、街路樹に関すること。</li> <li>○土木関係災害防除並びに復旧事業に関すること。</li> </ul>
	課 長	1		1				
	課 長 補 佐	1	1					
	庶 務 係	(兼1) 14	(兼1) 6	1	2	5		
	土 木 係	4		2		2		
建 築 課	合 計	9					<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事の契約及び計画、設計並びに施行に関すること</li> <li>○建築申請に関する。</li> <li>○市営住宅及び県営住宅の管理及び使用料に関すること。</li> <li>○市有建物の営繕に関すること。</li> <li>○地代家賃統制に関すること。</li> </ul>	
	課 長	1		1				
	庶 務 係	4	3		1			
	建 築 係	4		4				
	保 險 年 金 課	合 計	11					
課 長	1	1						
保 險 係	5	3		2				
年 金 係	5	4		1				

注 ( )は再掲

別表 2 土木課工事請負契約調 (契約額10万円以上) (42.6月末現在契約済のもの)

工 事 名	契約方法	入 札		工 事 費		日 付			
		業者数	回数	予定価格	契約額	契 約	着 工	竣 功	検 査
市道草場石走線路側石垣補修	指名～随契	4	3	千円 113	千円 113	5.11	5.11	5.30	6.1
市道久津五ノ郷線改良工事	指名	5	4	395	390	4.21	4.22	5.20	5.20
市道松原駅八幡神社線外4線舗装	〃	5	1	1,380	1,100	5.10	5.17	6.8	6.8
市道水田一区二号線外4線舗装	〃	5	1	1,090	800	5.10	5.17	6.8	6.8
市道東本町線側溝	〃	5	1	285	278	5.10	5.11	6.9	6.13
市道小路口住宅線側溝	〃	5	1	150	150	4.20	4.21	5.20	5.23
市道宮小路黒丸線側溝及び舗装	〃	5	2	440	440	4.18	4.20	5.29	5.29
池田住宅九区線側溝	指名～随契	5	3	298	298	5.10	5.10	6.8	6.8
市道三浦今村出張所線改良	指名	5	4	700	700	6.7	6.7	8.12	8.17
鬼橋架替(上部工)	〃	4	1	10,330	10,100	4.17	4.18	8.31	9.25
久良原橋架橋台取付	随契	3	—	—	300	6.26	6.26	7.5	7.5
東本町排水路改修	指名	5	1	276	268	5.10	5.11	6.5	6.8
片町排水路改修	随契	5	—	—	159	6.5	6.5	7.15	7.15
勢上川護岸災害復旧	指名	5	3	700	700	5.10	5.12	6.30	7.25

注 「指名～随契」は、指名競争入札に附したが落札者がなく、随意契約によつたもの。

建築課工事請負契約調 (契約額10万円以上) (42.6月末現在契約済のもの)

工 事 名	契約方法	入 札		工 事 費		日 付			
		業者数	回数	予定価格	契約額	契 約	着 工	竣 功	検 査
旭町団地公営住宅基礎調査	随契	3	—	千円 146	千円 120	6.21	6.22	7.5	7.5
市立中央小学校宿直室及び体育倉庫新設	指名～随契	7	5	855	855	5.15	5.15	7.4	7.4
市営球場スタンド外壁工事	指名	6	5	2,970	2,960	5.6	5.6	6.15	6.21
全 上 追加工事	随契	3	—	713	713	6.1	6.1	6.26	6.27
市営陸上競技場外柵工事	〃	2	—	400	400	6.3	6.3	7.17	7.17
黒木小学校職員公舎新築工事	指名	7	3	1,050	1,050	6.12	6.13	7.17	7.18
福重小学校改築基礎調査	随契	3	—	209	179	6.21	6.26	7.10	7.10
市立病院理髪室新築工事	指名	8	1	390	380	4.26	4.27	6.30	7.3
市立病院管理棟増築工事	〃	8	5	4,350	4,340	4.26	4.27	6.30	7.3
全 上 に伴う給排水工事	〃	4	1	130	129	5.6	5.6	6.30	7.3
全 上 に伴う電気設備工事	〃	3	5	430	425	5.8	5.8	6.30	7.3